

暮らしを支える税



11月11日(金)から17日(木)までは、「税を考える週間」です。
多くの公共サービスは、税金に支えられています。例えば、警察や消防、社会保険、福祉、教育や老人介護などのサービスにより、健康的で安全な生活が保障され、道路建設、上下水道、防災環境の整備といった公共事業により、快適な暮らしを営むことができます。ここでは、市の重要な財源である市税などについて紹介します。

●市民税

毎年1月1日現在で本市に住所を有する方に課税されます。市民税が課税される方や、国民健康保険に加入している方は、法律により所得などの申告が義務付けられています(ただし、給与所得のみで会社などから給与支払報告書が提出される方を除きます)。

市では、提出された申告書や給与支払報告書に基づき、市民税や国民健康保険税を計算します。申告書や給与支払報告書の提出がない場合、各種の所得控

除や国民健康保険税の軽減措置が受けられないことがあります。また、児童扶養手当の認定や保育所の保育料算定、住宅ローンの融資などに必要な所得証明書の交付も受けられなくなります。これらの手続きのため、所得証明書の必要な方は、市民税が課税されない方でも、毎年必ず、所得の申告をする必要があります。

▼障害がある方は障害者控除が受けられます。身体障害者手帳など、障害の程度を証明できる書類を提示してください。
*介護認定を受けている心身に

障害がある方は、**障害者控除対象者認定書**(本庁2階障害者控除が受けられます)。
共同募金会・日本赤十字社・都道府県または市区町村に対する寄附金は、寄附先の領収書などを添付して申告することにより、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定限度まで税額控除が受けられます。

▼16歳未満の扶養控除がなくなり
平成24年度課税分から「控除から手当てへ」の観点により、年少扶養親族(16歳未満)は扶養控除の対象外になります。

▼特定扶養控除(16歳以上19歳未満)の控除額が減少します
平成24年度から、高校の授業料無償化などに伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、16歳以上19歳未満の人にかかる扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が45万円から33万円になります。

19歳以上23歳未満の人の扶養控除額は以前と変わらず45万円です。

▼同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し
これまで同居特別障害者の加

算控除額(23万円)が扶養控除の額に加算されてきました。しかし、平成24年度から年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、特別障害者の障害者控除(30万円)の額に加算することになります。これにより、同居特別障害者の障害者控除の額が53万円になります。

●国民健康保険税
▼あなたの共済制度
国民健康保険事業は、みんなが国民健康保険税を負担し、病気やけがなどの治療費に備える相互扶助制度です。国民健康保険税は、国民健康保険事業の大事な運用資金となっています。私たちは、社会保険などや国民健康保険のいずれかの医療保険に加入しなければなりません。

▼保険の加入・脱退は早めに手続きを!
社会保険などの資格がなくなり、国民健康保険に加入するとき、または社会保険などに加入し、国民健康保険を脱退するときは、14日以内に本庁市民課または各支所市民生活課へ届け出てください。

また、国民健康保険税は、届出の日からでなく、社会保険などの資格がなくなった日や、

転入日から課税されます。届け出が遅れると、国民健康保険税をまとめて納めなければならなくなる場合があります。

●固定資産税
毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産を所有する方がその資産価値に応じ、資産の所在する市町村に納める税です。

▼各種届け出のお願い
次のようなときは、必ず届け出または申告をしてください。
・建物を新築したときまたは取り壊したとき
・増築や一部滅失など建物の床面積が変わったとき
・災害で建物や土地に被害を受けたとき
・土地の利用状況を変更したとき
・所有者が死亡したとき
・市外の所有者が転居したとき
・未登記建物の名義を変更するとき

▼償却資産申告のお知らせ
事業用の償却資産(遊休・未稼働を含む)については、毎年1回申告する義務があります。申告に必要な書類は、12月末日までに郵送しますが、届かない場合はお問い合わせください。
なお、申告期限は平成24年1月31日(火)です。

東郷地域に土地を所有されている方へ 固定資産税の課税地積(面積)についてのお知らせ

東郷地域の国土調査事業が、平成23年度をもって完了するため、平成24年度から同地域の固定資産税の課税地積は、国土調査後の新地積で行います。(登記地積≠課税地積)

これまでは、国土調査事業により、登記地積が増えた場合は、国土調査前の登記地積で課税してきました。(登記地積が減った場合は、登記完了年度の翌年度から新地積で課税)

しかし、平成24年度からは、一律に国土調査後の新地積により、固定資産税を算定します。で、一般的に、国土調査後の地積が増えている土地を所有されている方は、固定資産税が上がることとなります。

また、入来・祁答院の同事業を実施中の地域も、事業が完了すれば、順次同様の取り扱いとなります。

▼名義変更・廃車の手続きは早めに!
軽自動車などを他人に譲ったり、使用できなくなったり、市外へ転出したときは、名義変更または廃車の手続きが必要になります。手続きされるまで、毎年課税されますので、ご注意ください。

▼廃車などの手続き先は:
[125cc以下の原動機付自転車および小型特殊自動車]
本庁税務課または各支所市民生活課へ(下記問合せ先)

[125ccを超える二輪車]
および軽自動車
・県軽自動車協会へ
☎099(261)4011

の財産を公売するなどの滞納処分を実施します。

▼納期限内納付を!
市税を滞納することは、納税者にとって不利益となることはもちろん、本市にとっても、滞納整理などに費用が掛かります。納付された貴重な税収を有効に使うためにも、納期限内での納付をお願いします。

なお、市県民税(普通徴収・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)についてはコンビニエンスストアで納付することができます。

▼納税は口座振替で!
・安心(納期を忘れても安心)
・安全(現金の取り扱いがなくなり、安心)

▼便利(忙しい方、ご不在がちな方に特に便利)
口座振替は金融機関の窓口で受け付けていますので、手続きの際は、納付書・預金通帳・通帳の届け出印をお持ちください。

▼市税の口座振替(口座引き去り)については、毎回必ず通帳でご確認ください。

▼納税の相談はお気軽に
本庁2階収納対策課および各支所市民生活課では、各市税の納付相談を受けています。

などについて知りたい場合は、窓口や電話でお気軽にご相談ください。

●窓口でのサービスなど
▼証明書の発行
住基カードをお持ちの方は、本庁・支所・中央公民館に設置してある自動交付機で最新の年度およびその前年度の所得証明書を取得できます。

この場合の手料は、150円になります(窓口交付の場合200円)。

本庁・支所以外でも、中央公民館市民サービスコーナーで、次の証明書を発行しています。

代理の方が申請するとき、代理人(窓口に来る方)の印鑑と申請者本人の印鑑または委任状が必要です。

◎昼休み窓口業務
正午から午後1時の間も、窓口業務の一部および収納業務を行っています。

なお、収納業務は本庁2階収納対策課、各支所市民生活課税務グループおよび地域振興グループで対応します。

そのほか、ご質問・ご意見などがありましたら、左記までお問い合わせください。

【問合せ先】
本庁☎(23)5111
▼税務課市民税グループ (内線2231)
▼税務課土地グループ (内線2241)
▼税務課家屋グループ (内線2251)
▼軽自動車税
▼税務課税制グループ (内線2221)
▼税の収納関係
▼収納対策課 (内線2421・2431)
▼各支所市民生活課税務グループおよび地域振興グループ

●軽自動車税

毎年、4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。原動機付自転車、小型特殊自動車、小型二輪、その他軽自動車などが対象になります。

▼滞納処分
市税を滞納したままですと、納期限までに納付した方との公平を保つために、やむを得ず、財産を差し押さえ、これら

滞納した場合には、本来納める税金のほか、督促手数料・延滞金を納めていただかなければなりません。

▼滞納処分
市税を滞納したままですと、納期限までに納付した方との公平を保つために、やむを得ず、財産を差し押さえ、これら

証明書の種類	手数料
所得証明書・課税証明書(市県民税)・納税証明書・土地証明書・営業証明書	200円 (住基カード利用による所得証明書の取得は150円)
軽自動車税納税証明書(車検用)・国民健康保険税納付証明書(申告用)	無料

*印鑑(スタンプ印は不可。以下同じ)が必要です。また、